

那須地区消防組合消防用設備等指導指針

目次

第1章 総則

第2章 防火対象物

- 第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い
- 第2 収容人員の算定
- 第3 建築物の床面積及び階の取り扱い
- 第4 無窓階の取り扱い

第3章 消防用設備等の設置単位

- 第1 消防用設備等の設置単位
- 第2 政令第8条第1項に規定する区画等の取り扱い
- 第3 内装制限
- 第4 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い

第4章 消防用設備等の技術基準(消火設備)

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 パッケージ型消火設備
- 第4 スプリンクラー設備(閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備)
 - 第4の2 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備
 - 第4の3 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備
 - 第4の4 ラック式倉庫に用いるスプリンクラー設備
 - 第4の5 特定施設水道連結型スプリンクラー設備
 - 第4の6 パッケージ型自動消火設備(I型を用いるもの)
 - 第4の7 パッケージ型自動消火設備(II型を用いるもの)
- 第5 泡消火設備(固定式の泡消火設備(高発泡用泡放出口を用いるものを除く。))
 - 第5の2 移動式の泡消火設備
 - 第5の3 特定駐車場用泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備(全域放出方式の二酸化炭素消火設備)
 - 第6の2 不活性ガス消火設備(イナートガス消火剤を放射する不活性ガス消火設備)
- 第7 ハロゲン化物消火設備(全域放出方式)
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備